

## 会 議 録

会議の名称	令和4年度 和泉市男女共同参画審議会
開催日時	令和4年7月8日（金） 午後2時から午後3時30分まで
開催場所	和泉市コミュニティセンター4階中集会室
出席者	<p>【男女共同参画審議会委員】 平井信夫会長、吉田恵子副会長、佐藤登志み委員、小林厚子委員、佐藤正浩委員、森尚樹委員、居石千里委員、大平弘子委員、寺井由美子委員、</p> <p>【事務局】 前田正和（総務部長）、川上秀佳（人権・男女参画室長）、奥野晶代（人権・男女参画室人権・男女参画担当課長）、坂口静（人権・男女参画室人権・男女参画担当総括主幹）、堀野正子（人権・男女参画室人権・男女参画担当総括主査）、石田すみれ（人権・男女参画室人権・男女参画担当主事）</p>
会議の議題	<p>(1) 開会</p> <p>(2) 市長挨拶</p> <p>(3) 委嘱状の交付</p> <p>(4) 審議会委員、職員の紹介</p> <p>(5) 令和3年度「第3期和泉市男女共同参画行動計画（オアシスプラン）」及び「和泉市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（DV防止基本計画）」に係る推進状況について</p> <p>(6) 令和4年度「第3期和泉市男女共同参画行動計画（オアシスプラン）」及び「和泉市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（DV防止基本計画）」に係る事業予定について</p> <p>(7) その他</p>
会議の要旨	・第3期和泉市男女共同参画行動計画（オアシスプラン）及び、和泉市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（DV防止基本計画）に係る令和3年度事業推進状況報告及び令和4年度事業予定等について審議を行った。
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他（ ）
その他の必要事項	会議：公開 傍聴者なし

審 議 内 容 (発言者、発言内容、審議経過、結論等)

【事務局による議事進行】

開会

市長挨拶

委嘱状交付

審議会委員、職員の紹介

【平井会長】

議事録は和泉市審議会等の設置及び運営に関する規則に基づき、公開となっております。本日の会議は、委員名簿及び本会議の個々の発言の要旨について、委員名を記載して議事録を作成し各委員にご確認いただいた後、最終の議事録作成に際しては、私に一任して頂くことで、ご了承いただいてもよろしいでしょうか。

【委員一同】

異議なし

【平井会長】

案件(1)「令和3年度第3期和泉市男女共同参画行動計画(オアシスプラン)及び和泉市配偶者からの暴力防止及び被害者の支援に関する基本計画(DV防止基本計画)」に係る推進状況について事務局より報告願います。

【事務局】

案件(1) 資料説明

【平井会長】

只今の報告について、御意見・ご質問等ございませんか。

【吉田副会長】

私の方から提案させていただきたいと思います。その他資料の「男性の育休取得率を向上させ

るためのナッジの提案」をご覧ください。先ほど市長から「男性も女性も関わらず活躍できる社会を」というお話があったのですが、私の担当科目でもある行動経済学の分野からひとつお話をさせていただきます。行動経済学というのは、ここ 20 年間で急速に発展した経済学と心理学を融合し人の気持ちにも考慮したものです。これまでの伝統的な経済学では、人間は完全に合理的な主体であって、高度な計算能力があって瞬時に最適な選択ができるということを前提に研究分野がすすんできました。ここ最近はそのようではなく疲れたら計算は間違えますし、意思の力ではどうにもできないこともある、ではどのようにして社会をより良くしていけばいいのか考えることが行動経済学というものです。

その中で非常に大きなエッセンスとしてナッジというものがございます。

これは行動経済学の観点から人々に行動変容を促したりすることで、ナッジというのは人々がほんの少し良い行動をするきっかけのようなものです。

例として、その他資料に記載のある京都府宇治市役所の事例ですが、来庁者に手指消毒してもらうのに、消毒ボトルがあっても中々気付いてもらえないという問題がありました。

そこで床に大きな矢印を貼ると以前より 10%ポイントほど手指消毒をする人が増えたということが言われております。

ご提案としてはこのようなナッジです。少ないコストで人々に大きなストレスを与えることなく少し行動を変えるということですが、今回ご提案させていただいたのが「男性育休取得率改善に向けた申請方法のナッジ」というので千葉市の方法が大変注目を集めておりまして、千葉市が何をしたのかといいますと男女関係無く総ての職員が「育休を取得する」という前提とし「育休を取得しない」場合のみ「育休を取得しない理由」を申請書に記載し提出するように変更しました。

すると申請書を提出していない職員は男女関係無く自動的に育休を取得するということになり結果千葉市では男性の育休取得率が 92.3%になりました。ただ取得する期間は男女で差があります。

資料に記載はないのですが、中央官庁のほうでも育休の取得率を上げるように急ピッチで取り組みがすすんでいるかと思いますが、実際に育休を取得した職員の方にお話を聞いてみました。

「育休は取得してよかった。ただ女性と同じ期間は取らず 1 ヶ月ほどだったが、取得したことにより人間的に勉強になった。仕事の際にも新たな視点を持つことができた。」と仰っていました。

この方法は多くの自治体が導入を検討していると予想されます。

この方法は書類の形式を変更するだけで、何か新しい機械を購入したり施設や人員が必要ということではございませんので、コストは必要ないのかなと思います。

千葉市の取り組みは行動経済学のテキストにも書かれている常識的なことですので、他の自治体も検討しているでしょうし、行動経済学を学んでいるものとしてはぜひご検討いただければ光栄に存じます。

ありがとうございました。

**【平井会長】**

吉田先生ありがとうございました。

今の吉田先生のご提案に何かご質問などございませんか。

**【事務局】**

大変貴重なご提案をありがとうございました。

先ほどご紹介させていただきましたとおり和泉市でも男性の育休取得率が約 10%を越えたということで上昇はしているのですが、去年は育休を取得した男性職員にインタビューを行いその映像を編集し研修として見てもらうなど人事課と協力し工夫をしました。

ナッジの提案にもありますように、ちょっとした工夫でまだまだできることがあるのかなと思いますし、国も育児・介護に関する法律の改正もございまして、育児休業を取得することは推奨しておりますし、この件につきましてはうちの人事課にも提案をさせていただき、どのような形になるのかは分かりませんが、ぜひこのご提案を取り組んでいけるようにしていきたいと思っております。

**【平井会長】**

このシステムについてお聞きしたいのですが、育休を取得しない人だけが申請書を提出するというのはネガティブリスト化と発想の転換として良いと思うのですが、自動的にというのはどのように行われるのでしょうか。割り当てられるということですか。

**【吉田副会長】**

不勉強で申し訳ございませんが、実際にどのようなシステム運営になっているのかは分からないのですが恐らく、お子様が生まれたというインフォメーションがあると育休の取得期間はどのようになりますかという案内があり、取得しない方は生まれる前に取得しないことを意思表示するために追加で申請書を書くということになるのかなと思います。

#### 【平井会長】

大体分かりました。ありがとうございます。

私も大学の講義を担当しており、学生に男性の育休について教えたいなと思い質問させていただきました。

子どもが生まれたと分かった場合、職場からいつからいつまで育休を取るかすぐに聞くのか、それとも職員の事情をみて聞くのか流れがよくわからず、育休を取得することへの押し付けになったり、逆に取得しにくくならないのかと色々と考えてしまいます。

#### 【吉田副会長】

そうですね。様々なことは考えられるのですが、逆に取りにくくなるというのは千葉市の事例を見るとないのかなと思います。

現状維持バイアスというものが人にはあると行動経済学では言われています。職場の先輩のような身近なロールモデルがいて、なんとなく育休をとらない人たちは、育休を取得しない理由提出が必要になることで、育休を取得するという選択に変更する人もいます。

そして女性より男性のほうが育休を取得する期間が圧倒的に短いといわれておりまして、実際のシステムに関して不勉強で明確ではないのですけれども、例えば同じ職場同士の結婚で二人とも育休を取得することができず、妻が育休を取得し夫側が取得しないというのが8%の場合なのかなと思います。

あとは夫婦二人とも取得できるかどうかについては職場の規定にもよると思います。

【平井会長】

今育休を取得しないという選択をしても後から変更できたりするのでしょうか。

【吉田副委員長】

それは職場の規定によって変わると思います。

例えば 1 歳まで育休を取得できる場合、奥様が半年まで取得し、残り半分を夫が取得するというような柔軟な対応ができるかなと思います。

【平井会長】

ありがとうございました。

他にご質問はありませんか。

【大平委員】

だいぶ前に男女共同参画の雑誌に載っていた和歌山大学の教授のお話ですが、奥様の代わりにかなり長く育休を取得されてそのことが話題となり、その方の講座をお聞きしたんですけれども、育休を取得する期間ではなく自分が職場に復帰した際にお給料の体系や評価がなかったと仰っていたと思います。

実際に男女共に上昇志向のある方が育休を取得することで評価をされないということは単に時間だけの問題ではないなと当時思いました。

今はどのようになっているのですか。

【吉田副会長】

私の方から質問させていただきたいのですが、その方のお話は育休を取得したことによりマイナスになったということでしょうか。

【大平委員】

職場を退職したわけでもなくただ育休を取得しただけなのに、評価などが何もなかったと仰っていたと思います。

ただかなり前のお話なので、今はどのようになっているのかなと思い質問しました。

### 【事務局】

育児休業を取得した場合、その期間の給料がストップしてしまいますが、その分は共済組合から育児休業手当金が給料の満額ではなく3分の2ほどが支給されます。

通常1年間勤務しますと昇給がありますが、育児休業中にはありません。ただし復帰してから期間に応じて復元されます。通常の勤務時とまったく同じというわけではございませんが一定の補填はあります。

人事評価に関しましては、通常は著しい功績を挙げましたら評価されるのですが、育児休業中は標準となってしまいますので、低い評価にもなりませんが高い評価にもなりません。基本的にはそのようになります。

### 【大平委員】

ありがとうございます。

私がお話を聞いたのは10年ほど前でしたので、だんだん改善されていると思うのですが、やはりそのようなことが残っているのではないかと思い質問させていただきました。

### 【佐藤(登)委員】

和泉市の制度をお聞きしました。大阪府の場合も同じです。

私には3人子どもがおりまして3人全員育休を取得しました。

その場合他の同期より昇給は遅れます。3年分取得すれば3年昇給も遅れます。

そしてお給料も育児中は何十%もダウンします。

この時に問題なのは、夫婦共働きの場合どちらが取得するかで一番大きいのは経済的な問題です。育児に関わる労働力というのがありますが、やはり共働きの夫婦が非常に多い中で、二人が同時に育休を取得すると経済的に収入がダウンしてしまいます。

昇給の問題もそうですが、復帰した際にスライド式ではなく実力式などに変更したり、いいアイデアを提案したら給料が上がる制度として人事課さんで考えていただきたい。

今でも年休や生理休暇など取得して当たり前の権利がなかなかとれない状況です。そこで「女性は必ず生理休暇を取得しましょう。取得しない理由はなんですか」と発想の転換で提出してもらおう。年休も「20日間すべて取得しましょう。取得しない理由は何ですか」と発想の転換をすれば過重労働も防ぐことができると思います。その流れでいくと育児休業

も同じような取り組みが考えられます。しかし、職員全体が、年休も生理休暇も育休も取得しようという意識、職場の雰囲気を変えることが大切だと思います。旧態依然とした奉仕残業を美德とする価値観が少しでも職場内にあると取得しにくいので、職員全体の意識を上げるナッジをつくるかトップダウンでやっていくか、いずれかの方法がいいのではないかと自分の経験から考えました。以上です。

【平井会長】

ありがとうございました。

これはやはり公務員からですね。民間では難しいですね。

【佐藤(登)委員】

民間はこのコロナ禍で収入も減ってサービス残業も増えている中で、非常に難しいですね。

【平井会長】

和泉市から主体的にやるということですね。がんばってください。

【吉田副会長】

ぜひ和泉市が大阪の先駆者になっていただきたい。

【佐藤(登)委員】

年次休暇や夏季休暇、生理休暇の取得率はどうなっていますか。

【事務局】

まず年次有給休暇は、法改正がありまして年間5日以上取得するとなっておりますが、100%守れていないのが現状です。生理休暇は、かなり取得率が低いです。夏季休暇は、大阪府内市町村の中で最も多いところが8日となっております、大阪府は5日、国は3日、各市町村により判断した日数を付与しますが、和泉市は7日です。職場にもよりますが多い所では取得率は8割以上とれていると思います。以上です。



【佐藤(登)委員】

ありがとうございます。その辺りも含めていかに休暇を確保していくか、労働条件が日本一の和泉市となればいいですね。お休みもあって事業の成果もトップクラスの和泉市となれば素晴らしいですね。

【平井会長】

今の休暇消化の話ですが、吉田副会長の話を借りて言えば、一定以上取らなかった人に対し、取れなかった理由を聞くというシステムを作ったら良いと思います。検討してください。よろしくお願いします。

【寺井委員】

私も育休・産休をとらせていただいた立場から言わせていただくとナッジはとても良いと思います。年休にしても生理休暇にしても育児休業にしてもしくみがありますが、取得する方は、経済状況や家族の形を考えるとと思います。先ほど事務局からの説明であった育休を取得した方にインタビューした研修はとてもいいなと思います。なぜ良いのかといいますが、多少経済状況がしんどくても取得した方がいいという考えを浸透させていかなければナッジだけをかけても「取得しません」と提出してしまうのではないかなと思います。選挙でもプレゼントがあれば行くのではないかという話がありますが、なにかプラスアルファのことがないとなかなか現状維持バイアスがかかってしまうので、どうしても現状維持しようとしています。

公務員よりもやはり一般企業に関しては、事業主のトップダウンとか雰囲気などは大きく影響するのかもしれませんが。企業側のアピールとか育休を取得した方のこんな良いことがあるのかと思わせるアピールはすごく大事ななと思います。若い男性で取得したいと思っている方は昔よりも多いと思いますが、でもやはり取得できないという自分の職場の雰囲気に促されてしまって、妻がとればいいのかという形になってしまうので、先生がご提案されたことがまず一歩なので、プラスアルファで何らかのきっかけづくりをしなければなかなか広がらないと思います。

私は生理休暇を積極的に取得していたのですが、申請書に理由の欄があって生理休暇なのに「生理で休みます」と書かなければならないことに私は憤慨しました。生理休暇を知ら

ない人もいますし、「生理休暇とっていいのですか」という人もいます。男性も育休を取得してほしいと思っていましたし、女性も男性も関係なくとればいいと思っていますが、先生が提案されたナッジにプラスアルファで何か考えられたらいいなと思います。

【平井会長】

ありがとうございました。他にご意見・ご質問等ございませんか。

ないようですので、続いて案件(2)を事務局より説明をお願いします。

【事務局】

案件(2) 資料説明

【平井会長】

只今の報告について、御意見・ご質問等ございませんか。

【寺井委員】

基本目標 30 番の性的マイノリティのお話が出ましたが、私は学校に勤めておりましたので、若年の頃から自分の本当の性と心の性が違う子がいて、スカートをはきたくない子とかいるのですが、女の子がズボンを選択することは可能ですか。また、制服の選択制などの取り組みはされていますか。

【事務局】

和泉市でも選択制の取り組みが始まっています。また、制服を新調する際にはセーラー服ではなくブレザータイプ仕様のものが広がっております。

【寺井委員】

女の子がズボンを選択することは可能ですか。

【事務局】

全部の学校ではないかもしれませんが、順次選択できるようにしています。

【寺井委員】

ありがとうございました。

【佐藤(正)委員】

信太中学校では、ズボンをはいて登校している女の生徒を見かけます。

【平井会長】

男子でスカートをはいている子はないですか。

【寺井委員】

いました。それは難しいと私が勤めていた教育委員会からの返事がありました。しかし、数年後には可能になったと聞きました。

【平井会長】

和泉市では同性のパートナーシップを認めているということですが、認定方法はどのようにしているのですか。

【事務局】

パートナー宣誓証明書というのは、大阪府が発行しているものですが、年齢などの条件を満たした方が宣誓の手続きをすればカードタイプの証明書を発行していただけます。ただ、戸籍上の配偶者と同じものではないですが、宣誓をすることで自分たちのアイデンティティが認められているということになり、それから官民ともに配慮の施策を広げていこうという取り組みの一環として大阪府が行っています。

【平井会長】

宣誓に反した場合、罰則はあるのですか。性的マイノリティでないのにマイノリティだと名乗っている人などをどのように排除するかというのは問題にならないのですか。

【事務局】

そのような虚偽の申請があったと分かれば取り消しになります。罰則は規定されていません。

**【平井会長】**

ありがとうございました。他に何かありませんか。

**【森委員】**

パートナーシップ宣誓証明制度で、和泉市においては市営住宅の入居や病院の面会が可能になるということで、病院については総合医療センターのことですが、民間についてどうするかという問題があります。民間の手続き上で問題になっているのが、生命保険の受け取りや住宅のペアローンの場合、同性はなかなか認めてもらえないということがあって、その場合、本来なら公正証書を作成し提出するという手続きになります。この前、茨木市が公正証書を作成するのに5万円までの補助金の制度を作ったとのことで、和泉市でもそのような制度を作ってもらえるよう検討していただきたいと思います。

**【平井会長】**

例えば和泉市長の認証印ではだめなのですか。

**【森委員】**

民間の保険会社のルールで公正証書になっているようです。住宅ローンを組む時に同性同士は借りられないようです。府のパートナーシップ宣誓証明書でいけたら良いのですが、そこまでの効力はないので、公正証書になっているのではないかと思います。

**【事務局】**

大阪府の制度におきまして、宣誓されたということ認証するということで、この方が生計同一で一緒に暮らしているということを府知事が認証するわけではないというところで、やはり権利関係でいいますと現在のところは公正証書を作成することになっているのだと思います。

**【平井会長】**

ありがとうございました。他にご意見・ご質問等ございませんか。

ないようですので、続いて案件(3)のその他について何かご意見等ございませんか。

**【佐藤(登)委員】**

質問が前後しますが、資料3の2ページ、質問番号12で事前に質問しましたが、擁護委員による相談件数が年間3件と以前から少ないということです。次年度の予定はどうするのかと資料2の46ページ事業番号112をみますと、昨年と変わらない体制で相談窓口を設置されるということです。くらしサポート課や男女共同参画の窓口では相談件数は増えていますが、遅々として擁護委員による相談だけ少ないです。今後こういった対応される予定ですか。

**【事務局】**

人権擁護委員は法務省から委嘱された方になります。毎月第1・3月曜日に人権の相談を行っています。相談件数が少ない原因のひとつは、様々な相談に特化した窓口が分かれているということです。生活困窮についての悩みはこの窓口、女性の悩みであればこの窓口、高齢者の悩みについてはこの窓口であるというふうに細分化しています。もうひとつは、人権相談については毎日相談できるようにと人権文化センターに相談の専門員の配置をしていることもあげられます。

**【佐藤(登)】**

人権擁護委員が来て、相談窓口に座るということですね。特に相談者がいなければ大変なご苦労です。もう少し擁護委員さんの活用をお願いしたいと思います。

**【事務局】**

人権擁護委員の活動内容は人権相談だけでなく啓発活動も力をいれて行っております。例えば、小中学校や幼稚園・保育園に行って紙芝居や花の苗を植える花運動を通じての人権教室を実施したり、人権週間などには街頭啓発にご尽力いただいております。また人権相談については、法務局と連携し、今後もっと力をいれていきたいと考えています。

**【佐藤(登)委員】**

活動されている内容は分かりますが、何時間も座って誰も相談がこない場合時間の無駄になると思いますので、この相談形態の見直しの案はないのでしょうか。

【事務局】

法務局からの割り当てなどもあり、月に2回人権擁護委員による相談を実施することになっておりますのでそれに基づいておこなっています。

【佐藤（登）委員】

わかりました。以前から実態の伴わない法律や規則などで委嘱した委員にこのようにやってもらおうとかそのような部分が改善されていないようなので見直しなどをしてもらえるといいのですが。

ありがとうございました。

【小林委員】

人権擁護委員さんの相談は面接のみですか。電話での相談はないのでしょうか。

【事務局】

基本的には面接のみですが、コロナ禍では電話相談も可能となりました。

【小林委員】

電話相談も可能ということですが相談件数は増えたのでしょうか。

【事務局】

増えてはおりません。

【小林委員】

それはやはり市民の方に電話相談があるというのがまだ知られていないのですか。

【事務局】

広報には電話番号も載せてはいるのですが、擁護委員への相談のほかに人権文化センターで毎日電話相談をおこなっておりますのでそちらにかけておられる方もいるのではないかと思います。

**【佐藤（登）委員】**

『人権相談』というのが相談窓口として分かりにくいのかなと思います。

『DV相談』はDVの相談、『くらしのサポート相談』はくらしの困ったことを相談する窓口など他の相談は分かりやすいのですが、“人権相談は法務局から委託を受けた相談窓口”と敷居が高く何を相談する窓口なのか分からないので何かもっと詳しくわかるようなPRをすればいいのではないのかなと思います。

**【事務局】**

貴重なご意見ありがとうございます。

広報だけでなくこちらでも発行するチラシもありますので、こちらでももっと周知できるように努めていきたいと思っています。

**【平井会長】**

ありがとうございました。

他になにかご意見のある方はおられますか。

**【森委員】**

DV相談の件でかなり相談が増えているとのことですが、原因はコロナ禍で増えているのではないかと思います。

私も人権協会で相談をやらせていただいておりますが、その所属の団体でアンケートをとった際に結果を見るとやはり女性にしわ寄せがかなりきていると思います。

雇用の関係で雇用切りされるのは女性であったり、夫が家で仕事をするようになり負担が増えたり、そのあたりをどのように支援するかなど何か取り組みをしないとこのコロナで生活習慣や態度が変わり夫婦や家族で過ごす時間が増えてこのような相談がかなり増えてきていますので、今までより視点を変えて相談や居場所作りを行っていかないといけない

と思っています。やはりコロナ禍で相談が増えているという風に市でも捉えているのですか。

**【事務局】**

先ほどご紹介したDV相談の件数の増加については、コロナ禍で皆さんの生活スタイルや経済状況も変わってきたことで全国的にも増えています。

コロナ禍でこのような問題を抱えた女性向けに再就職支援の講座を実施したり、生理用品の配布も行っており、こういったことが支援に繋がっていくのではないかと考えております。

**【平井会長】**

ありがとうございました。他に何かございませんでしょうか。

なければこれで本日の議題は全て終了となります。

委員のみなさまには慎重かつ活発な審議をありがとうございました。

これをもちまして審議を終わらせていただきます。

**【事務局】**

議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては長時間に亘り、ありがとうございました。

これをもちまして、令和4年度和泉市男女共同参画審議会を終了させていただきます。